

令和3年第143号議案

職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年11月19日提出

名古屋市長 河村 たかし

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「支給する時期ごとの割合は、1,000分の1,275」を「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の1,275、12月に支給する場合においては1,000分の1,125」に、「1,000分の1,075」を「6月に支給する場合においては1,000分の1,075、12月に支給する場合においては1,000分の925」に、「1,000分の675」を「6月に支給する場合においては1,000分の675、12月に支給する場合においては1,000分の575」に改め、同条第4項中「1,000分の725」との次に「1,000分の1,125」とあるのは「1,000分の625」とを、「1,000分の625」との次に「1,000分の925」とあるのは「1,000分の525」とを加える。

附則第17項第1号中「1,000分の301」を「1,000分の261」に改め、同項第2号中「1,000分の183」を「1,000分の145」に改め、同項第3号中

「1,000分の118」を「1,000分の81」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の1,275、12月に支給する場合においては1,000分の1,125」を「支給する時期ごとの割合は、100分の120」に、「6月に支給する場合においては1,000分の1,075、12月に支給する場合においては1,000分の925」を「100分の100」に、「6月に支給する場合においては1,000分の675、12月に支給する場合においては1,000分の575」を「1,000分の625」に改め、同条第4項中「1,000分の1,275」を「100分の120」に、「1,000分の725」と、「1,000分の1,125」とあるのは「1,000分の625」を「1,000分の675」に、「1,000分の1,075」を「100分の100」に、「1,000分の625」と、「1,000分の925」とあるのは「1,000分の525」を「1,000分の575」に改める。

附則第17項第1号中「1,000分の261」を「1,000分の288」に改め、同項第2号中「1,000分の145」を「100分の17」に改め、同項第3号中「1,000分の81」を「1,000分の106」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3項、第5項、第7項及び第9項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

- 2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年名古屋市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「1,000分の675」を「1,000分の575」に、「1,000分の1,675」を「6月に支給する場合においては1,000分の1,675、12月に支給する場合においては1,000分の1,575」に改める。

- 3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「1,000分の575」を「1,000分の625」に、「6月に支給する場合においては1,000分の1,675、12月に支給する場合においては1,000分の1,575」を「1,000分の1,625」に改める。

(特別職に属する職員の給与に関する条例の一部改正)

- 4 特別職に属する職員の給与に関する条例(昭和26年名古屋市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「1,000分の1,675」との次に「、「1,000分の1,125」とあるのは「1,000分の1,575」と」を加える。

- 5 特別職に属する職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「1,000分の1,275」とあるのは「1,000分の1,675」と、「1,000分の1,125」とあるのは「1,000分の1,575」を「100分の120」とあるのは「1,000分の1,625」に改める。

(名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 6 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例(令和2年名古屋市条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「1,000分の1,275」とあるのは「100分の78」を「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の1,275、12月に支給する場合においては1,000分の1,125」とあるのは「支給する時期ごとの割合は、100分の78」に、「1,000分の1,275」とあるのは「100分の104」を「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の1,275、12月に支給する場合においては1,000分の1,125」とあるのは「支給する時期ごとの割合は、100分の104」に改める。

附則第15項中「1,000分の1,275」を「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の1,275、12月に支給する場合においては1,000分の1,125」に、「100分の78」を「支給する時期ごとの割合は、100分の78」に、「100分の104」を「支給する時期ごとの割合は、100分の104」に改める。

- 7 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部

を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第5項中「割合は、6月に支給する場合には1,000分の1,275、12月に支給する場合には1,000分の1,125」とあるのは「支給する時期ごとの割合は、100分の104」を「100分の120」とあるのは「100分の104」に改める。

附則第15項中「割合は、6月に支給する場合には1,000分の1,275、12月に支給する場合には1,000分の1,125」を「100分の120」に、「支給する時期ごとの割合は、100分の104」を「100分の104」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 8 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年名古屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「1,000分の301」を「1,000分の261」に、「100分の24」を「1,000分の198」に、「1,000分の183」を「1,000分の145」に、「1,000分の116」を「1,000分の79」に、「1,000分の118」を「1,000分の81」に、「1,000分の48」を「1,000分の14」に改める。

- 9 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項中「1,000分の261」を「1,000分の288」に、「1,000分の198」を「1,000分の226」に、「1,000分の145」を「100分の17」に、「1,000分の79」を「1,000分の104」に、「1,000分の81」を「1,000分の106」に、「1,000分の14」を「1,000分の37」に改める。

(理 由)

この案を提出したのは、本市人事委員会の職員の給与に関する勧告を踏まえ、国及び他の地方公共団体の職員の給与との均衡等を考慮して本市職員の給与の改定を行う必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
改正案前

1 職員の給与に関する条例 (抜すい (第1条に係る部分に限る。))

(期末手当)

第20条 (略)

2 (略)

3 前項の期末手当基礎額に乗じる 支給する時期ごとの 割合は、6月に支給する場合には1,000分の1,275、12月に支給する場合には1,000分の1,125 (市長の定める管理又は監督の地位にある職員 (以下「特定管理職員」という。) にあっては 6月に支給する場合には1,000分の1,075、12月に支給する場合には1,000分の925、指定職給料表の適用を受ける職員にあっては 6月に支給する場合には1,000分の675、12月に支給する場合には1,000分の575) とする。

4 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「1,000分の1,275」とあるのは「1,000分の725」と、「1,000分の1,125」とあるのは「1,000分の625」と、「1,000分の1,075」とあるのは「1,000分の625」と、「1,000分の925」とあるのは「1,000分の525」とする。

5 }
6 } (略)
7 }

附 則

(再任用職員の給料月額の特例)

17 再任用職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。）の給料月額は、第5条、第6条及び別表第7の規定にかかわらず、当分の間、これらの規定の適用により定められる額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、この条例に規定する手当の額の算定の基礎となる給料月額及び1時間当たりの給与額の算定の基礎となる給料月額（第14条の規定により減額する場合のその算定の基礎となるものを除く。）は、第5条、第6条及び別表第7の規定により定められる額とする。

- (1) 再任用職員でその職務の級が9級であるもの $\frac{1,000 \text{ 分の } 261}{1,000 \text{ 分の } 301}$
- (2) 再任用職員でその職務の級が8級であるもの $\frac{1,000 \text{ 分の } 145}{1,000 \text{ 分の } 183}$
- (3) 再任用職員でその職務の級が7級であるもの $\frac{1,000 \text{ 分の } 81}{1,000 \text{ 分の } 118}$

2 職員の給与に関する条例（抜すい（第2条に係る部分に限る。））

(期末手当)

第20条 (略)

2 (略)

3 前項の期末手当基礎額に乘じる 支給する時期ごとの割合は、 $\frac{100 \text{ 分の } 120}{6 \text{ 月に支給す$

る場合においては1,000分の1,275、12月に支給する場合においては1,000

分の1,125（市長の定める管理又は監督の地位にある職員（以下「特定管理

職員」という。）にあっては $\frac{100 \text{ 分の } 100}{6 \text{ 月に支給する場合においては1,000分の}$

1,075、12月に支給する場合においては1,000分の925、指定職給料表の適

用を受ける職員にあっては $\frac{1,000 \text{ 分の } 625}{6 \text{ 月に支給する場合においては1,000分の675、}$

$\frac{\quad}{12\text{月に支給する場合においては } 1,000 \text{ 分の } 575}$) とする。

- 4 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 $\frac{100 \text{ 分の } 120}{1,000 \text{ 分の}}$
 $\frac{\quad}{1,275}$ 」とあるのは「 $\frac{1,000 \text{ 分の } 675}{1,000 \text{ 分の } 725}$ 」と、「 $\frac{\quad}{1,000 \text{ 分の } 1,125}$ 」とあるの
は「 $\frac{\quad}{1,000 \text{ 分の } 625}$ 」と、「 $\frac{100 \text{ 分の } 100}{1,000 \text{ 分の } 1,075}$ 」とあるのは「 $\frac{1,000 \text{ 分の}}{1,000 \text{ 分の}}$
 $\frac{575}{625}$ 」と、「 $\frac{\quad}{1,000 \text{ 分の } 925}$ 」とあるのは「 $\frac{\quad}{1,000 \text{ 分の } 525}$ 」とする。

5 }
6 } (略)
7 }

附 則

(再任用職員の給料月額の特例)

- 17 再任用職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。）の給料月額は、第5条、第6条及び別表第7の規定にかかわらず、当分の間、これらの規定の適用により定められる額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、この条例に規定する手当の額の算定の基礎となる給料月額及び1時間当たりの給与額の算定の基礎となる給料月額（第14条の規定により減額する場合のその算定の基礎となるものを除く。）は、第5条、第6条及び別表第7の規定により定められる額とする。

- (1) 再任用職員でその職務の級が9級であるもの $\frac{1,000 \text{ 分の } 288}{1,000 \text{ 分の } 261}$
- (2) 再任用職員でその職務の級が8級であるもの $\frac{100 \text{ 分の } 17}{1,000 \text{ 分の } 145}$
- (3) 再任用職員でその職務の級が7級であるもの $\frac{1,000 \text{ 分の } 106}{1,000 \text{ 分の } 81}$

- 3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（抜すい（附則第2項に係る部分に限る。））

(給与条例の適用除外等)

第6条 (略)

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第4条第1項、第19条の2第1項、第20条第3項、第21条の2及び第22条の2の規定の適用については、第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年名古屋市条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第5条の規定」と、第4条第1項中「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）」とあるのは「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）並びに任期付職員条例に定める特定任期付職員業績手当」と、第19条の2第1項中「又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「、指定職給料表の適用を受ける職員又は任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）」と、第20条第3項中「ある職員」とあるのは「ある職員（特定任期付職員を除く。）」と、「 $\frac{1,000}{1,000}$ 分の $\frac{575}{675}$ 」とあるのは「 $\frac{1,000}{1,000}$ 分の $\frac{575}{675}$ 、特定任期付職員にあっては $\frac{6}{1,000}$ 月に支給する場合には $\frac{1,000}{1,000}$ 分の $1,675$ 、12月に支給する場合には $1,675$ 」と、第21条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、第22条の2中「勤勉手当を除き、この条例」とあるのは「任期付職員条例に定める特定任期付職員業績手当を除き、この条例及び任期付職員条例」とする。
- 4 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（抜すい（附則第3項に係る部分に限る。））

(給与条例の適用除外等)

第6条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第4条第1項、第19条の2第1項、第20条第3項、第21条の2及び第22条の2の規定の適用については、第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年名古屋市条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第5条の規定」と、第4条第1項中「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）」とあるのは「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）並びに任期付職員条例に定める特定任期付職員業績手当」と、第19条の2第1項中「又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「指定職給料表の適用を受ける職員又は任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）」と、第20条第3項中「ある職員」とあるのは「ある職員（特定任期付職員を除く。）」と、 $\frac{1,000 \text{ 分の } 625}{1,000 \text{ 分の } 575}$ とあるのは $\frac{1,000 \text{ 分の } 625}{1,000 \text{ 分の } 575}$ 、特定任期付職員にあっては $\frac{1,000 \text{ 分の } 1,625}{6 \text{ 月に支給}}$ する場合には $1,000 \text{ 分の } 1,675$ 、12月に支給する場合には $\frac{1,625}{1,000 \text{ 分の } 1,575}$ 」と、第21条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、第22条の2中「勤勉手当を除き、この条例」とあるのは「任期付職員条例に定める特定任期付職員業績手当を除き、この条例及び任期付職員条例」とする。

5 特別職に属する職員の給与に関する条例（抜すい（附則第4項に係る部分に限る。））

（手当）

第3条（略）

2 給与条例第20条及び第20条の3から第20条の5までの規定は、前条第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる職員（同条第4号から第5号

までに掲げる職員にあっては、給料月額を給与条例別表第6指定職給料表の適用を受ける職員の号給の例に準じて定められた者に限る。)に対する期末手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第20条第3項中「1,000分の1,275」とあるのは「1,000分の1,675」と、「1,000分の1,125」とあるのは「1,000分の1,575」と、給与条例第20条第5項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「職員が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額に給料の月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額」と読み替えるものとする。

3 }
4 } (略)

6 特別職に属する職員の給与に関する条例（抜すい（附則第5項に係る部分に限る。））

(手当)

第3条 (略)

2 給与条例第20条及び第20条の3から第20条の5までの規定は、前条第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる職員（同条第4号から第5号までに掲げる職員にあっては、給料月額を給与条例別表第6指定職給料表の適用を受ける職員の号給の例に準じて定められた者に限る。）に対する期末手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第20条第3項中「100分の120」とあるのは「1,000分の1,625」と、「1,000分の1,275」とあるのは「1,000分の1,675」と、「1,000分の1,125」とあるのは「1,000分の1,575」と、給与条例第20条第5項中「職

員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「職員が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額に給料の月額に100分の25を乗じて得た額

を加算した額」と読み替えるものとする。

3 }
4 } (略)

- 7 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（令和2年名古屋市条例第25号）抜すい（附則第6項に係る部分に限る。）

附 則

- 5 前項の会計年度任用短時間勤務職員に対する改正後非常勤条例第8条第2項の規定の適用については、同項中「第20条第5項中」とあるのは、令和2年12月に期末手当を支給する場合にあっては「第20条第3項中「6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」とあるのは「12月に支給する場合においては、100分の39」と、同条第5項中」と、令和3年度に期末手当を支給する場合にあっては「第20条第3項中「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の1,275、12月に1,000分の1,275支給する場合においては1,000分の1,125」とあるのは「支給する時期ごとの割合は、100分の78」と、同条第5項中」と、令和4年度に期末手当を支給する場合にあっては「第20条第3項中「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の1,275、12月に支給する場合においては1,000分の1,125」とあるのは「支給する時期ごとの割合は、100分の104」と、同条第5項中」とする。
- 15 前項の会計年度任用職員に対する改正後給与条例第20条第3項の規定の適用については、同項中「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の1,275、12月に支給する場合においては1,000分の1,125」とあるのは、令和2年12月に期末手当を支給する場合にあっては「100分の39」と、令和3

年度に期末手当を支給する場合にあっては「支給する時期ごとの割合は、
100分の78」と、令和4年度に期末手当を支給する場合にあっては「支給す
る時期ごとの割合は、 100分の104」とする。

- 8 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（抜すい（附則第7項に係る部分に限る。））

附 則

- 5 前項の会計年度任用短時間勤務職員に対する改正後非常勤条例第8条第2項の規定の適用については、同項中「第20条第5項中」とあるのは、令和2年12月に期末手当を支給する場合にあっては「第20条第3項中「6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」とあるのは「12月に支給する場合においては、100分の39」と、同条第5項中」と、令和3年度に期末手当を支給する場合にあっては「第20条第3項中「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の1,275、12月に支給する場合においては1,000分の1,125」とあるのは「支給する時期ごとの割合は、100分の78」と、同条第5項中」と、令和4年度に期末手当を支給する場合にあっては「第20条第3項中「100分の120
割合は、6月に支給する場合にお
いては1,000分の1,275、12月に支給する場合においては1,000分の
1,125」とあるのは「支給する時期ごとの割合は、 100分の104」と、同条第5項中」とする。

- 15 前項の会計年度任用職員に対する改正後給与条例第20条第3項の規定の適用については、同項中「100分の120
割合は、6月に支給する場合においては1,000分の
1,275、12月に支給する場合においては1,000分の1,125」とあるのは、令和2年12月に期末手当を支給する場合にあっては「100分の39」と、令和3

年度に期末手当を支給する場合にあっては「支給する時期ごとの割合は、
100分の78」と、令和4年度に期末手当を支給する場合にあっては「支給す
る時期ごとの割合は、100分の104」とする。

- 9 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年名古屋市条例第26号）抜すい（附則第8項に係る部分に限る。）

附 則

（経過措置）

- 2 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第19条（同法附則第19条の2の規定により読み替える場合を含む。）に規定する退職共済年金を支給する年齢に達した日の属する年度の翌年度以後の期間における職員に対するこの条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後条例」という。）第5条第1項第2号及び附則第17項の規定の適用については、改正後条例第5条第1項第2号中「別表第7」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年名古屋市条例第26号）附則別表」と、改正後条例附則第17項第1号中「 $\frac{1,000 \text{ 分の } 261}{1,000 \text{ 分の } 301}$ 」とあるのは「 $\frac{1,000 \text{ 分の } 198}{100 \text{ 分の } 24}$ 」と、同項第2号中「 $\frac{1,000 \text{ 分の } 145}{1,000 \text{ 分の } 183}$ 」とあるのは「 $\frac{1,000 \text{ 分の } 79}{1,000 \text{ 分の } 116}$ 」と、同項第3号中「 $\frac{1,000 \text{ 分の } 81}{1,000 \text{ 分の } 118}$ 」とあるのは「 $\frac{1,000 \text{ 分の } 14}{1,000 \text{ 分の } 48}$ 」とする。

- 10 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（抜すい（附則第9項に係る部分に限る。））

附 則

（経過措置）

- 2 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正す

る法律（平成24年法律第63号）第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第19条（同法附則第19条の2の規定により読み替える場合を含む。）に規定する退職共済年金を支給する年齢に達した日の属する年度の翌年度以後の期間における職員に対するこの条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後条例」という。）第5条第1項第2号及び附則第17項の規定の適用については、改正後条例第5条第1項第2号中「別表第7」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年名古屋市条例第26号）附則別表」と、改正後条例附則第17項第1号中「 $\frac{1,000 \text{ 分の } 288}{1,000 \text{ 分の } 261}$ 」とあるのは「 $\frac{1,000 \text{ 分の } 226}{1,000 \text{ 分の } 198}$ 」と、同項第2号中「 $\frac{100 \text{ 分の } 17}{1,000 \text{ 分の } 145}$ 」とあるのは「 $\frac{1,000 \text{ 分の } 104}{1,000 \text{ 分の } 79}$ 」と、同項第3号中「 $\frac{1,000 \text{ 分の } 106}{1,000 \text{ 分の } 81}$ 」とあるのは「 $\frac{1,000 \text{ 分の } 37}{1,000 \text{ 分の } 14}$ 」とする。